

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 20 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 号

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例

薩摩川内市手数料条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号中「8 の項から 15 の項まで」を「10 の項から 17 の項まで」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「同法第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

別表第 1 の 15 の項を同表の 17 の項とし、同表の 12 の項から 14 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表の 11 の項中「9 の項」を「11 の項」に改め、同項を同表の 13 の項とし、同表の 10 の項中「9 の項」を「11 の項」に改め、同項を同表の 12 の項とし、同表の 7 の項から同表の 9 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表の 6 の項中「書類の閲覧」を「書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同項を同表の 8 の項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円
7 戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）	1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は

<p>の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>
---	---

別表第1の5の項を削り、同表の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次の1項を加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 400円</p>
---	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。